

大江町空き家情報提供制度の留意事項について

この制度を利用して空き家等の賃借又は購入を希望する方は、利用希望者としての申出が必要になります。

契約行為等に不慣れな方や不安がある方は、宅地建物取引業者に仲介を依頼してください。

町では、物件の貸借、売買に関する交渉及び契約等についての仲介行為は行いません。また、契約後のトラブル等についても町は一切責任を負いません。当事者間で解決していただきます。

提供する空き家の情報については、本人が提出する情報登録申請に基づき作成していますので、実際とは異なる場合があります。